

平成29年度

事業計画

公益財団法人 北九州市身体障害者福祉協会

目 次

平成29年度事業計画

◇活動方針	2
◇事業計画	3
I 法人運営	4
II 公益事業	4
1. 社会参加推進事業 【公益事業1】	4
2. 東部障害者福祉会館事業 【公益事業2】	6
3. 西部障害者福祉会館事業 【公益事業3】	7
III 収益事業	9
1. 点字・声の市政だより等作成事業 【収益事業1】	9
2. 自動販売機委託販売事業 【収益事業2】	9
IV その他事業	9
1. 地域障害者団体支援事業 【その他事業1】	9
V 他団体連携事業	9

活動方針

ミッション（理念）

地域社会の中で、障害のある人が安心して、生きがいを持って自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

ビジョン（目的）

障害福祉の視点から、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくり・ひとづくりに取り組みます。

バリュー（活動姿勢）

- 障害のある人たちの権利を守る活動をします。
- 障害のある人たちの声を聞き、求められるニーズに応える活動をします。
- 個々の障害を理解し、障害のある人の立場に立った視点で活動をします。
- 障害のある人が自分の生き方を選択できるよう、生活を支援する活動をします。
- 障害のある人の生きがいへとつながる、芸術・文化・スポーツ支援の活動をします。
- 障害のある人と地域との架け橋となる活動をします。
- 関係機関・団体と協力、連携して活動をします。

平成28年度は、九州身体障害者グラウンドゴルフ大会を当協会主管で開催し、「九州はひとつ」という合言葉の下、参加者相互の親睦や交流で成果を残し、成功裏に大会を終えることが出来、この大会の終了をもって、平成26年度から各種大会を連続で担当してきた役割をひと通り終えることになりました。

平成29年度は、従来の事業の質を確保しながら、必要な取り組みについて段階的に計画を立て事業化を行なっていくにあたり、「法人中長期計画」の作成に法人一丸となって取り組み、計画作成の過程で法人に求められるもの、期待されることを整理し、3年先、5年先の法人の在り方や求められる職員の資質など、今後の法人の方向性を明確にしていきます。

また、「北九州市障害者差別解消条例」の制定について、その必要性を訴え、障害者差別解消法の仕組みでは不十分なところを補ない、かつ地域の実情に即した内容として実現出来るよう、関係団体と連携し、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて取り組んでいきます。

事業を実施していくにあたり、当事者団体の一つとして、協会が運営する障害福祉の地域拠点である、東部・西部障害者福祉会館での普及啓発、交流などの事業を通じて「地域社会の中で、障害のある人が安心して、生きがいを持って自立した生活を営むことができる社会の実現を目指す」という理念の達成を目指し、上記7つの活動姿勢に基づき活動を行なっていきます。

事業計画

平成29年度の取り組み

(1) 法人中長期計画の作成

法人の活動基盤となる財源の確保、事業を効果的に実施するために必要な人材育成、災害時支援や高齢障害者問題など諸々の課題に対して、これから法人が進むべき方向性を明確にするために、中長期計画の作成を行います。

(2) 生きがい事業の推進

東部・西部障害者福祉会館での講座、交流会の開催といった、会館に来る人を対象にした生きがい事業のほか、アートセンターを通じた障害者アートの普及など、会館と地域をつなげるイベント等の実施により、地域で障害のある人たちが自分らしく生活できるよう、必要な取り組みを実施していきます。

(3) 人権の啓発及び推進

障害者差別解消法のスタートを受け、各地で障害者差別解消条例が制定されている動きを踏まえ、今年度も他団体と連携をとりながら、差別をなくすための講演会やワークショップ等の従来の取り組みに加え、現在関わっている障団連条例づくりプロジェクトでの取り組みを中心に、北九州市での差別解消条例制定の実現を目指します。

(4) 会員団体との連携強化

会員団体間の連携強化のため、団体相互の交流事業を実施するなど、連携強化に必要な取り組みを実施します。

また、団体のお世話役の高齢化に伴いこれから課題となってくる、担い手不足からの組織の弱体化の問題について、会員団体と話し合い、共に意見を出し合いながら、解決のための対策を考えていきます。

(5) 社会参加の推進

障害のある人となない人が共に暮らしやすい社会を作るため、地域で交流の機会を作るなど、共に生きていくためのきっかけとなる事業展開を行ないます。障害者差別解消条例の制定が実現した際に重要になってくる、地域の相談役である身体・知的障害者相談員と行政、関係機関、地域支援者とのネットワークづくりなど、連携強化に向けた取り組みを行なっていきます。

I 法人運営

公益法人としての公益性を維持しながら障害福祉の推進に資するため、また、事業を展開するために必要とされるスキルを持った人材を確保するため、法人運営に必要な財力や組織力、事業実施に必要な人材育成を行ない、厳しい時代を生き残っていきける法人の体力強化を目指し、内外に向けた取り組みを行なっていきます。

【活動内容】

1. 組織運営に関わる会議の開催

- ・理事会の開催（定例 年3回 5月、30年2月予定）
〈内容〉平成28年度決算、平成30年度予算
- ・評議員会の開催（定例 年2回 6月、30年3月予定）
〈内容〉平成28年度決算、平成30年度予算

2. 中長期計画の作成を中心とした、組織力や法人基盤の強化に向けた取り組み

会員団体と連携して意見交換、情報交換を重ね、対外的な力を高めていくための関係団体事務局長会議を定期的で開催します。

今年度は、法人の今後の方向性を明確にするための中長期計画の作成について主に話し合うために、法人運営推進会議を定期的に行なっていきます。

- ・関係団体事務局長会議の開催（定例 年6回）
- ・法人運営推進会議（定例 年10回）

法人の組織力を向上させるためには、法人を支える職員ひとり一人の育成はかせません。

リーダーシップや課題解決能力、環境適応力、また障害特性の理解などの知識や技術を身に付け、直面した状況に応じて適切な判断ができる人材を育成するために、法人研修および所属別の研修を行なう、また専門機関の研修へ職員を参加させるなど、法人の貴重な財産となる人材（材）の育成を、法人で作成した「人材育成計画」に基づいて行なっていきます。

- ・研修会の実施（全職員対象 年2～3回・各所属別職員対象） 随時
- ・外部研修（専門機関が主催する研修への参加） 随時

II 公益事業

1. 社会参加推進事業【公益事業1】

障害のある人たちの社会参加を進めていくため、障害のある人の相談内容に応じた適切な支援を行なうほか、社会参加のきっかけとなる芸術文化活動やコミュニケーション支援を行ないます。また、併せて必要な情報の提供、整備すべき制度、サービスについての要望活動を行なうなど、障害福祉の推進を図ることを目的とした事業を行ないます。

【活動内容】

(1) 障害者芸術文化支援事業

障害のある人たちの芸術文化活動の支援を目的に、障害のあるアーティストの活動の場および市民への障害福祉の啓発の場として、市内各所で芸術作品展やステージイベントを行います。

- ・第10回 北九州市障害者芸術祭
ステージイベント 平成29年11月26日（日）（ウェルとばた大ホール）
芸術作品展（予定） 平成29年11月28日（火）～12月3日（日）
（黒崎市民ギャラリー）
事前PR事業 平成29年 9月30日（土）（チャチャタウン）

- ・地域における作品展「かがやき作品展」の開催（年10回予定）
- ・地域におけるステージイベント「かがやきステージ」の開催（年2回予定）
- ・芸術文化にかかるアーティストの登録および情報発信
- ・その他、障害者アートの価値向上につながる事業の開催

（2）コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援や情報保障が必要な場面において、障害当事者および関係団体、企業等に対し、専門性のある支援者（手話通訳者等）を派遣します。

（3）情報提供事業

ホームページおよび広報紙を活用して、障害福祉に関わる情報を発信することで、市民への啓発と障害のある人たちの社会参加推進を図ります。

- ・ホームページによる各種情報の提供
- ・広報紙「しんしょうだより」の発行 年間4回 各1600部発行

（4）啓発・要望事業

すべての市民にとって暮らしやすいまちづくり・ひとづくりのため、国や市に対して必要な制度、諸施策に対する要望等の活動を行います。市レベルでは、北九州市障害福祉団体連絡協議会をはじめとした関係団体と連携し、国レベルでは、全国の関連団体と連携して要望活動を行ないます。

障害者差別解消法の施行に伴い、地域の施設が障害のある人が使いやすい施設となるよう、バリアフリーに関する情報収集を行ない、啓発を行なうとともに、施設の改善点などを集約し、その後の改善要望活動へとつなげていきます。

- ・第62回日本身体障害者福祉大会（ぎふ清流大会）
平成29年 5月30日（火）～31日（水）
会場 メモリアルセンター で愛ドーム
- ・第58回政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会（仙台市大会）
平成29年 9月 2日（土） 会場 ホテルメルパルク仙台
- ・第48回九州身体障害者福祉大会、第24回九州ブロック身体障害者相談員研修会
平成29年11月30日（木）～12月1日（金）
会場 沖縄県

（5）相談事業

障害者差別解消法の施行を受けて設置された「障害者差別解消相談コーナー」において差別等に関する専門相談に応じ、障害のある人たちの差別をなくしていくために必要な民間事業者や関係者との調整および相談者への助言等を行ないます。

※現在、協会から障害者差別解消相談コーナーに職員が1名出向し、業務にあたっています。

2. 東部障害者福祉会館事業【公益事業2】

自立、社会参加のために支援が必要な障害のある人たちの活動拠点として、障害者福祉会館の運営や社会参加支援事業を実施します。

事業を実施する上では、様々な障害の特性に応じた支援ができる資格（手話通訳士や介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士など）を持つ専門職員を配置し事業を実施します。

事業の実施を通して挙げた課題について分析し、その中で問題提起が必要なものについては、広報誌やセミナーを通して広く社会へ伝えていきます。

また、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づき、障害のある人たちの自立、社会参加の支援を目的として活動する団体に無料で部屋の貸し出しを行いません。

利用者の意見を聞きながら、ハード・ソフト両面での環境の整備に努め、ウエルとばた内にある障害者・高齢者関連団体と連携した事業の実施や協力により利用者へのサービスの向上と、一般市民への障害の啓発を推進していきます。

【活動内容】

1. 障害者社会参加支援事業

(1) 社会参加事業

- ・パソコン講座、料理講座など13講座予定

(2) 交流事業

- ・交流会 年1回
- ・開館記念文化祭「ふれあい広場」 平成29年10月29日（日）予定

(3) 支援者養成事業

- ・ボランティア入門講座
- ・障害のある人へのコミュニケーション支援セミナー 平成29年 8月予定
- ・(新) 支援者を対象とした普及啓発講座 年3～4回予定
(ストーマケアについて、喉頭摘出者について、視覚障害者について)

(4) 情報提供事業

- ・会館だより 年4回 各1600部発行
- ・講座パンフレット 年2回 各1000部発行
- ・情報センター設置事業
福祉関係書籍の貸し出しや、福祉関連新聞切り抜き記事の施設内での掲示
- ・障害者芸術文化活動の情報発信と収集 フェイスブックにて随時

2. 障害別社会参加支援事業

(1) 障害別支援者養成事業

- ・要約筆記者養成講座

(2) 障害別生活支援事業

- ・要約筆記者派遣事業
- ・自立支援事業（自立生活外出プログラム）
- ・音声機能障害者発声訓練事業（発声教室）
- ・発声訓練指導者養成事業
- ・オストメイト社会適応訓練事業（オストメイト講習会）
- ・障害者相談員活動強化事業（相談員研修会）

3. 貸し部屋支援事業

障害のある人やその支援者、関係者が福祉の向上を目的とした会議、研修、芸術・文化・余暇活動などで会館を利用する場合に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

収益を目的とした内容についての部屋の貸し出しは行ないません。

貸出日：月曜日～土曜日 9時30分～21時

日曜日 9時30分～18時

休館日：火曜日、祝日、年末年始

3. 西部障害者福祉会館事業【公益事業3】

自立、社会参加のために支援が必要な障害のある人たちの活動拠点として、障害者福祉会館の運営や社会参加支援事業を実施します。

事業を実施する上では、様々な障害の特性に応じた支援ができる資格（手話通訳士や介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士など）を持つ専門職員を配置し事業を実施します。

事業の実施を通して挙げた課題について分析し、その中で問題提起が必要なものについては、広報誌やセミナーを通して広く社会へ伝えていきます。

また、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づき、障害のある人たちの自立、社会参加の支援を目的として活動する団体に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

利用者の意見を聞きながら、ハード・ソフト両面での環境の整備に努めます。さらに、コミュニティ内にある区役所、関連施設と連携して、文化祭の開催や連携事業の実施など利用者へのサービスの向上と、一般市民への障害の啓発を推進していきます。

【活動内容】

1. 障害者社会参加支援事業

(1) 社会参加事業

- ・パソコン講座、料理教室など16講座予定
- ・関連施設とのコラボレーションによる講座

(2) 交流事業

- ・交流会 年1回
- ・ひとみらい交流ウィーク「であい・ゆめ広場」 平成29年11月12日（日）予定

(3) 支援者養成事業

- ・ボランティア入門講座

(4) 情報提供事業

- ・会館だより 年4回 各1600部発行
- ・講座パンフレット 年2回 各1000部発行

2. 視覚障害者社会参加支援事業

(1) 製作および貸出事業

- ・視覚障害者を対象とした点字・デージー図書の製作、および点字・テープ・デージー図書の貸出
- ・視覚障害者を対象とした点字・テープ・デージー雑誌の貸出、JBニュースの点字送付および配信

(2) ボランティア養成および研修事業

- ・音訳ボランティア養成講座（初級・中級・上級）、リーダー養成講座
- ・点訳ボランティア養成講座（初級）、スキルアップ研修会

- ・テキストデージー製作ボランティア養成講座
- ・ミニ点字教室

(3) 生活支援事業

- ・視覚障害者生活教室

(4) 情報提供事業

- ・機器操作支援
- ・広報誌の発行 点字図書館だより 年3回 各450部発行
- ・リーディングネットワーク（対面朗読）

(5) 交流事業

- ・点字図書館交流会（当事者、ボランティア、職員による三者交流会）
- ・意見交換会（当事者、職員）
- ・（新）オープンブレイルライブラリー（仮称）

3. 聴覚障害者社会参加支援事業

(1) 制作および貸出事業

- ・聴覚障害者を対象とした、手話・字幕挿入映像資料の制作および貸出
- ・巡回ライブラリー事業

(2) 支援者養成および研修事業

- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成講座
- ・ミニ手話教室

(3) 生活支援事業

- ・手話通訳者派遣事業
- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業
- ・盲ろう者社会参加講座

(4) 情報提供事業

- ・社会情報等提供事業
- ・聴覚障害者支援セミナー
- ・（新）聴覚障害者のコミュニケーションワークショップ
- ・広報誌の発行 年4回 各300部発行

(5) 交流事業

- ・聴覚障害者情報センターのつどい
- ・聴覚障害者ふれあいの会（当事者、ボランティア、職員、または市民による交流会）
- ・盲ろう者交流会（年4回 盲ろう者支援サークルひまわりと共催）

4. 貸し部屋支援事業

障害のある人やその支援者、関係者が福祉の向上を目的とした会議、研修、芸術・文化・余暇活動などで会館を利用する場合に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

収益を目的とした内容についての部屋の貸し出しは行ないません。

貸出日：月曜日～土曜日 9：30～21：00
日曜日 9：30～18：00

休館日：火曜日、祝日、年末年始

Ⅲ 収益事業

1. 点字・声の市政だより等作成事業【収益事業1】

北九州市が発行する広報誌「市政だより」、「市議会だより」等の点字・録音版・テキスト版を製作し、視覚障害者の生活に必要な情報提供を行ないます。また、視覚に障害のある人が日常的に使用する点字用紙などの販売も行ないます。

【活動内容】

市政だより、市議会だより、ていたんプレス等、北九州市等の公的な機関が発行する書類の点字物、録音物の作成と日常生活用品の販売。

2. 自動販売機委託販売事業【収益事業2】

北九州市立東部障害者福祉会館や北九州市立西部障害者福祉会館をはじめ、北九州市内の公的施設に自動販売機を設置し、飲料販売を行ないます。

自動販売機による飲料販売収益は公益目的事業に還元します。

【活動内容】

自動販売機による飲料販売。

Ⅳ その他事業

1. 地域障害者団体支援事業【その他事業1】

北九州市内で活動する身体障害者団体の支援を通して、北九州市の障害福祉の推進を図ることを目的に事業を行ないます。

【活動内容】

当事者団体が企画する啓発、学習、交流などを目的とした事業に対して連絡調整、広報等の事業協力を行ない、その活動を支援します。また、障害別の全国及び九州地区組織開催の福祉大会、スポーツ大会への参加支援も行ないます。その他、障害別団体が九州及び全国規模の大会を主催する場合の大会開催に関する支援も行ないます。

- ・当事者団体企画事業支援
- ・障害別全国組織及び九州地区組織開催の福祉大会参加、スポーツ大会参加支援
- ・障害別団体による九州及び全国規模大会開催支援

Ⅴ 他団体連携事業

北九州市の障害福祉推進のため、他団体と連携して行政に対し必要な政策提言、意見交換を行います。また、障害福祉に関する情報を収集し提供します。

1. 北九州市障害福祉団体連絡協議会（常任委員）

市内の障害福祉政策に関する行政との協議及び要望活動、人権啓発活動

2. 北九州市福祉のまちづくりネットワーク（世話人団体）

福祉のまちづくりに関する行政との協議、意見交換

3. 北九州市障害福祉情報センター（運営委員）

障害福祉に関する情報収集及び提供